

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年8月3日

行政組織の見直しについて

資 料

見直しの目的 1

見直しの視点 1

今後のスケジュール 1

その他 1

【参考】大磯町行政組織図（令和5年4月1日現在） 2～3

政 策 課

行政組織の見直しについて

1 見直しの目的

現在の町役場の行政組織（以下「組織」という。）は、平成27年4月から、これまで約9年間見直しを行っておりませんが、その間、直面する人口減少問題への対応など本町を取り巻く社会情勢の変化等により求められる町行政の課題は大きく変化しています。そこで、子育て支援の拡充や福祉・医療の充実など新たな政策課題に対応するとともに、町民に分かりやすく、利用しやすい組織を構築することにより、町民サービスのさらなる向上を図るため、組織の見直しを行います。

2 見直しの視点

(1) 町民の方を向いた分かりやすく・利用しやすい組織

各部課等において現在の行政組織の課題整理を行い、町民にわかりやすく、利用しやすい組織、そして、新たな行政課題に対応できる組織の構築を目指します。

(2) 「子育てするなら大磯」を実感して頂ける組織

国のこども家庭庁の創設や児童福祉法等の改正、そして、こども基本法の施行に伴い、本町においても、こども施策について切れ目ない支援を行う組織を構築し、安心して子育てできる推進体制の構築を目指します。

(3) 「住めば健康な大磯」を実現する組織

医療機関や福祉団体と連携し、町民の皆様が安心して健康で暮らすことができる推進体制の構築を目指します。

3 今後のスケジュール

令和5年8月3日（木）	総務建設常任委員会協議会への説明
令和5年10月～11月（予定）	総務建設常任委員会協議会等への説明
令和5年12月（予定）	12月議会定例会 議案提出（条例改正）
令和6年1月～3月（予定）	行政組織の見直しに向けた準備 （規則等改正・システム等改修・町民周知等）
令和6年4月1日（施行日）	新たな行政組織始動

4 その他

「大磯町部設置条例」及び「大磯町議会委員会条例」等の一部改正が必要となる。

大磯町行政組織図

令和5年4月1日現在



